

Q & A

Q どのようなしくみですか？

A 地域において高齢者や障がい者などの災害時に支援を必要とする人を、本人の同意に基づいてあらかじめ特定し、誰が支援し、どこに避難させるか決めて、その情報を共有することにより、いざという時に地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制づくりをめざすものです。

Q どのような人が「避難行動要支援者」の対象となりますか？

A 次の基準に該当する者を避難行動要支援者とします。

- ① 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳を所持している人のうち「肢体不自由（1～2級）」の人
- ③ 身体障害者手帳を所持している人のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の人
- ④ 身体障害者手帳を所持している人のうち「視覚障害」の人
- ⑤ 療育手帳Aを所持している人
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級を所持している人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 乳幼児（3歳以下）
- ⑨ 日本語の理解が十分できない外国人
- ⑩ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた人
- ⑪ 上記①から⑨に準じる人で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した人

※今回、⑨、⑩の対象者には同意届を送付していません。

Q 名簿情報の提供に同意することによるメリットは何ですか？

A 事前に登録し地域の中で事前に情報を把握しておくことで、地域住民の人などによる災害時の避難支援や安否確認が速やかに行うことができるようになります。

平常時には、地域の人々や避難支援関係者が支援の方法などを決めるなど、同意された方の支援体制を整えることができます。

災害時には、避難行動要支援者がいち早く安全に避難できるように、安否確認や避難支援などが行い易くなります。

Q （名簿情報の提供に）同意すると必ず支援してもらえるのですか？

A この制度は、災害時の被害を可能な限り少なくしようとするものです。支援者が災害に遭うことや支援能力にも限界があるため、災害時の支援を確約するものではありません。あくまでも日ごろからの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を少なくしようとするもので、この制度に登録したからといって必ず支援を受けられるとは限りません。

Q 名簿情報とは、何ですか？

A 名簿情報とは、次の個人情報です。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由

Q 名簿情報の提供先はどこですか？

A 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織等、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体に提供できます。

Q 同意をしない人は、助けてもらえないのですか？

A 災害発生時には、同意の有無にかかわらず名簿情報は避難支援等関係者に提供され、救助等は行われます。しかしながら、より確実な支援・救助を行うためには、この制度に同意し、普段から地域とのつながりをつくる必要があります。

Q 「個別避難計画」はどのように作成されるのですか？

A 自主防災組織等は、個別訪問などにより、本人と具体的な避難支援の方法等について打ち合わせを行い、「個別避難計画」を作成します。その際に、必要に応じて支援が必要な方と交流がある、民生委員・児童委員や関係機関の方が同行して計画を作成していきます。

Q 自主防災組織等の受け入れ体制はできているのですか？

A 受け入れ体制が整っている地域は、自主防災組織等より声掛けがあります。しかしながら、すべての地域で受け入れ体制が整っておりませんので、整っていない地域は体制づくりを検討しています。しばらくお待ちください。